

# 下関市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市長が交付する下関市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上、放流水質の日間平均値がBOD20mg／l以下の機能を有するものをいう。
- (3) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 高度処理型の浄化槽 第2号に規定する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が20mg／l以下又は総磷濃度の日間平均値が1mg／l以下の機能を有するものをいう。
- (5) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象地域に存在する専用住宅において行う、次に掲げる工事とする。

- (1) くみ取り便槽に換えて浄化槽を設置する工事（以下「設置工事」という。）
  - (2) みなし浄化槽に換えて浄化槽を設置する工事（以下「転換工事」という。）
- 2 補助事業により設置する浄化槽は、専用住宅に設置する処理対象人員が50人以下のもので、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省室長通知）に適合するものでなければならない。

(補助対象地域)

第4条 補助対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の11第1項により策定された事業計画に定められた予定処理区域並びに漁業集落排水施設及び農業集落排水施設による処理区域及び処理予定区域を除く市内全域とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助事業を実施する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請を要する建築物の新築、増築及び増改築等（以下「新築等」という。）に伴い、浄化槽を設置する者。ただし、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された区域をいう。以下同じ。）以外の区域に浄化槽を設置しようとする場合にあっては当該区域を都市計画区域とみなして建築基準法第6条第1項の規定を適用し、都市計画法第9条第20項に規定する防火地域及び準防火地域として定められた地域に浄化槽を設置しようとする場合にあっては当該地域を防火地域及び準防火地域外とみなして建築基準法第6条第2項の規定を適用して取り扱うこととする。
- (2) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認（以下「建築確認」という。）を受けずに、浄化槽を設置する者
- (3) 住居等を借りている者で貸付人の承諾を得ずに浄化槽を設置するもの
- (4) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）内に完了することができない者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 自己が居住しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- (7) 賃貸又は販売等営利の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- (8) 既に浄化槽を設置している専用住宅に浄化槽を設置する者

(補助対象経費)

第5条の2 補助対象経費は、浄化槽の整備に直接必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入及び放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

(2) 転換工事に伴い必要となる次に掲げる経費

ア みなし浄化槽の撤去の工事（以下「撤去工事」という。）に必要な工事費

イ 浄化槽への流入管の設置並びにます及び放流管の設置に係る工事（以下「宅内配管工事」という。）に必要な工事費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

(1) 別表左欄に掲げる浄化槽の区分に応じ、同表右欄に定める額（撤去工事を行う場合にあっては90,000円を、宅内配管工事を行う場合にあっては300,000円を加算した額）

(2) 現に補助事業の実施に要した補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（建築確認を受けたものについてはし尿浄化槽調書の写し）

(2) 設置場所の案内図

(3) 登録浄化槽管理票（C票）・登録証（写し）

(4) 収支予算書（様式第2号）

(5) 住宅等の所有者の承諾書（住宅等を借りている者に限る。）

(6) 市税の完納証明書（申請年度の前年の1月1日現在の住所が市外の者にあっては、申請年度の前年度の住民税等の納税証明書）

(7) 既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の配置図、配管図及び現況写真

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成する

ために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(事業の着手)

第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同条第2項の補助金交付決定通知書を受け取ったのち、補助事業に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第9条の2 補助対象者は、第8条第2項の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更承認申請書等)

第10条 補助対象者は、第8条第2項の補助金交付決定通知書を受け取ったのち、補助金の交付申請の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査することとする。

3 市長は、前項の規定による審査により変更を承認したときは、変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 補助対象者は、補助事業が事業完了予定日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

5 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

6 前項の場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
  - (2) 法第7条第1項の規定による法定検査に係る手数料の支払を証する書類の写し
  - (3) 全浄連保証登録証（市町村用）
  - (4) 着工前から完了までの工事の各工程の一連の写真
  - (5) 浄化槽設備士が現地で施工状況を確認したチェックリスト
  - (6) 収支決算書（様式第8号）
  - (7) 工事費の請求書又は領収書の写し
  - (8) 設置場所に居住する者全員の住民票
  - (9) 法第11条第1項の規定による法定検査に係る依頼書の写し
  - (10) 撤去したみなし浄化槽の清掃費の請求書又は領収書の写し
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- （交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第10号）による補助対象者の請求に基づきこれを審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付する。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（関係書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して

5年間これを保管しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に定める規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の交付額の確定があった後においても適用する。

(施工の確認)

第18条 市長は、補助金に係る事務を適正に処理するため、補助事業の状況を現場において確認する。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長の指示によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月13日から施行し、平成17年4月1日以降に申請があ

ったものに適用する。

(平成16年度における特例措置)

- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成16年度においては合併前の下関市、菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町のこの要綱に相当する定め例によるものとする。

(浄化槽の特例)

- 3 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「50人以下」とあるのは「10人以下」とする。

附 則

この要綱は、平成18年5月23日から施行し、別表(1)及び(2)の5人槽の補助限度額を除き、平成18年4月1日以降に申請があったものに適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に存するもの

は、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第6条関係）

| 設置する浄化槽の区分         |      | 補助金の額    |
|--------------------|------|----------|
| 浄化槽（下欄に掲げる浄化槽を除く。） | 5人槽  | 332,000円 |
|                    | 7人槽  | 414,000円 |
|                    | 10人槽 | 548,000円 |
| 高度処理型の浄化槽          | 5人槽  | 360,000円 |
|                    | 7人槽  | 462,000円 |
|                    | 10人槽 | 585,000円 |

様式第 1 号（第 7 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年度において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽を設置したいので、下関市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|                        |                                            |
|------------------------|--------------------------------------------|
| 1 設 置 場 所 の<br>地 名 番 地 | 下関市                                        |
| 2 現 在 の し 尿<br>処 理 形 態 | みなし浄化槽      くみ取り便槽                         |
| 3 浄化槽の種類               | 浄化槽      高度処理型の浄化槽                         |
| 4 設 置 形 態              | 設置工事      転換工事                             |
| 5 補助対象経費               | 金                      円                   |
| 6 交 付 申 請 額            | 金                      円                   |
| 7 住 宅 等 所 有 者          | 1 本人      2 共有（      人）      3 その他（      ） |
| 8 着工予定年月日              | 年      月      日                            |
| 9 事 業 完 了<br>予 定 年 月 日 | 年      月      日                            |

様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

（単位：円）

| 項 目       | 予 算 額 | 摘 要 |
|-----------|-------|-----|
| 補 助 金     |       |     |
| 自 己 資 金 等 |       |     |
| 合 計       |       |     |

2 支 出

（単位：円）

| 項 目       | 予 算 額 | 摘 要    |
|-----------|-------|--------|
| 設置工事費     |       | 浄化槽本体  |
|           |       | 埋設工事   |
| 小 計       |       |        |
| みなし浄化槽撤去費 |       | 清掃     |
|           |       | 撤去工事   |
|           |       | 処分費    |
| 小 計       |       |        |
| 宅内配管工事費   |       | 配管ます工事 |
| そ の 他     |       |        |
| 消 費 税     |       |        |
| 合 計       |       |        |

様式第3号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付する。

記

1 交付金額 金.....円

2 交付条件等

- （1） 申請年度の2月末日までに補助事業を完了すること。
- （2） 補助事業の完了の日から起算して1か月を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

3 その他

下関市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、当該補助金の全部または一部を返還させることがあります。

様式第4号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

（理由）

様式第 5 号（第10条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）

補助対象者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 浄化槽設置工事者の変更
- 2 浄化槽型式の変更
- 3 その他（ ）

（理由）

様式第 6 号（第10条関係）

変 更 承 認 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで補助金変更承認申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり変更することを承認する。

記

- 1 浄化槽設置工事者の変更
- 2 浄化槽型式の変更
- 3 その他（ ）

様式第 7 号（第11条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

（宛先）

補助対象者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の  
通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
  - （2） 法第 7 条第 1 項の規定による法定検査に係る手数料の支払を証する書類の写し
  - （3） 全浄連保証登録証（市町村用）
  - （4） 着工前から完了までの工事の各工程の一連の写真
  - （5） 浄化槽設備士が現場で施工状況を確認したチェックリスト
  - （6） 収支決算書（様式第 8 号）
  - （7） 工事費の請求書又は領収書の写し
  - （8） 設置場所に居住する者全員の住民票
  - （9） 法第 1 1 条第 1 項の規定による法定検査に係る依頼書の写し
  - （10） 撤去したみなし浄化槽の清掃費の請求書又は領収書の写し（転換工事の場合に限る。）
  - （11） その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

収 支 決 算 書

1 収 入

（単位：円）

| 項 目       | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 （ △ ） | 摘 要 |
|-----------|-------|-------|-----------|-----|
| 補 助 金     |       |       |           |     |
| 自 己 資 金 等 |       |       |           |     |
| 合 計       |       |       |           |     |

2 支 出

（単位：円）

| 項 目       | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 （ △ ） | 摘 要    |
|-----------|-------|-------|-----------|--------|
| 設 置 工 事 費 |       |       |           | 浄化槽本体  |
|           |       |       |           | 埋設工事   |
| 小 計       |       |       |           |        |
| みなし浄化槽撤去費 |       |       |           | 清掃     |
|           |       |       |           | 撤去工事   |
|           |       |       |           | 処分費    |
| 小 計       |       |       |           |        |
| 宅内配管工事費   |       |       |           | 配管ます工事 |
| そ の 他     |       |       |           |        |
| 消 費 税     |       |       |           |        |
| 合 計       |       |       |           |        |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

様式第 9 号（第12条関係）

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

金 円

なお、補助対象者は、本通知を受け取ったのち、補助金交付請求書（様式第 10 号）により補助金の交付を請求すること。

様式第 1 0 号（第13条関係）

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日

（宛先）

補助対象者 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった  
浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求する。

記

請求金額 金 円

様式第 1 1 号（第16条関係）

補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した浄化槽  
設置整備事業補助金については、下記の理由によりその交付決定を取り消し  
たので通知する。

記

（取消し理由）

様式第 1 2 号（第17条関係）

補 助 金 返 還 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

印

下関市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 返 還 を 命 ず る 金 額   | 金 円             |
| 返 還 期 限           | 年 月 日           |
| 返 還 を 命 ず る 理 由   |                 |
| 返 還 方 法           |                 |
| 取 消 通 知 年 月 日     | 年 月 日           |
| 取 消 通 知 文 書 番 号   | 第 号             |
| 補 助 年 度           | 年度              |
| 補 助 金 の 名 称       | 下関市浄化槽設置整備事業補助金 |
| 補助金の交付決定通知額       | 金 円             |
| 補 助 金 の 既 交 付 額   | 金 円             |
| 補 助 金 の 交 付 確 定 額 | 金 円             |